

(仮称) 小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポーザル実施要領

〔令和5年7月5日〕
5小保育第900号

(仮称) 小牧市立第一こども園建設設計等業務委託に係る公募型プロポーザル方式による提案募集の詳細は、以下のとおりとする。

1 プロポーザルの名称

(仮称) 小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポーザル

2 プロポーザルの目的

(仮称) 小牧市立第一こども園(以下「第一こども園」という。)の建設にあたり、(仮称) 小牧市立第一こども園建設基本構想・基本計画(以下「基本計画」という。)に規定する施設整備コンセプトや各諸室等に係る仕様・配慮事項をもとに事業を進めるため、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定する。

3 第一こども園の建設方針

第一こども園の建設方針(あるべき姿・果たす役割、施設整備の理念・コンセプト)は次のとおりである。なお、詳細は基本計画を参照すること。

<あるべき姿・果たす役割>

- ① 質の高い幼児教育の実践と情報発信
- ② 多様な保護者ニーズへの対応
- ③ 幼保小の連携、小学校への円滑な接続と関係機関との連携
- ④ 家庭や地域と連携した園運営の推進
- ⑤ 多様な子どもの受入れ体制の充実
- ⑥ 小牧市の中心部に位置する広域的な認定こども園

<施設整備の理念>

『つなぐ』…第一幼稚園と大山保育園の継承、統合をはじめ、人と人との繋がりを大切にした第一こども園を創る。

継承…第一幼稚園と大山保育園が積み上げてきた成果や理念を第一こども園へ「つなぐ」

連携…第一こども園、あさひ学園、子育て支援、小学校・放課後児童クラブが持つ機能を「つなぐ」

架け橋…小牧市の子ども同士、保護者同士、職員同士、学校、地域、世代間、自然や環境と子どもたちを「つなぐ」

<施設整備コンセプト>

- ① 子どもたちがのびのびと、ゆとりを持って過ごせる、空間に余裕ある施設とする。
- ② 子どもたちの健康や快適さを大切にした施設とする。
- ③ 子どもたちの安全を守り、地域に開かれた施設とする。

4 第一こども園建設事業の概要

- (1) 施設名称 第一こども園
- (2) 施設用途 幼保連携型認定こども園
- (3) 事業予定地 小牧市中央六丁目 101 番地の一部
- (4) 敷地面積 約 3,503 m²
- (5) 施設規模 約 1,860 m² (園舎内部の延床面積)
- (6) 定員 234 人 (0～5 歳児)
- (7) 用途地域等 第一種住居地域 (建ぺい率 : 60%、容積率 : 200%)
準防火地域
- (8) 周辺道路
 - ア 東側 (中央六丁目 1 号線) 幅員約 4.45～7.10m
 - イ 北側 幅員約 9 m
- (9) 概算事業費 約 8.1 億円 (消費税込み) を想定 (外構工事費含む)
※ZEB 導入費、第一幼稚園の解体工事費、備品購入費除く。
- (10) 設計者選定後の事業スケジュール (予定)
 - 基本・実施設計、解体設計 令和 5 年度～6 年度
 - 解体工事、建設工事 令和 7 年度～8 年度
 - 開園 令和 9 年 4 月

5 業務内容等

- (1) 業務名 (仮称)小牧市立第一こども園建設基本・実施設計等業務委託
- (2) 業務内容 第一こども園の基本・実施設計並びに第一幼稚園の解体設計
- (3) 履行期間 令和 5 年 10 月下旬から令和 6 年 12 月下旬まで (予定)
- (4) 予算額 39,798 千円 (税込み)
- (5) 留意事項
 - ア 事業予定地の地質調査 (10m×3 箇所) を令和 5 年 8 月から令和 5 年 11 月の間に実施予定である。
 - イ 設計等業務委託契約の締結後、第一幼稚園のアスベスト調査を実施する予定のため、当該調査に立ち会うこと。
 - ウ 第一幼稚園の解体工事、第一こども園の建設工事にあたり、第一幼稚園に隣接するあさひ学園の運営は継続して行われることに留意すること。また、工期を短縮するための

方策を検討すること。

エ 建設コストについては、近年、増加していることに鑑み、建物の建設コストの圧縮を図るとともに、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を採用し、外皮断熱等のパッシブ技術、高効率な空調・照明等のアクティブ技術及び太陽光発電システム等の創エネ技術を導入する等、ライフサイクルコスト圧縮を図ること。

6 主催者及び事務局

(1) 主催者 小牧市

(2) 事務局 小牧市こども未来部 幼児教育・保育課

住所：〒485-8650 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

電話：0568-72-2101（代表）内線 338、FAX：0568-72-2340

E-mail：hoiku@city.komaki.lg.jp

7 実施スケジュール

区分	項目	日程
第一次 審査	実施要綱等公表	令和5年7月7日(金)
	参加表明書等の受付開始	令和5年7月7日(金)から
	質疑受付	令和5年7月10日(月)～7月20日(木)
	質疑回答(市ホームページに掲載)	令和5年7月27日(木)
	参加表明書等の提出期限	令和5年8月10日(木)午後5時まで
	第一次審査	令和5年8月21日(月)
	結果公表(市ホームページに掲載)・通知	令和5年8月28日(月)予定
第二次 審査	くじ引き、機器の動作確認	令和5年9月21日(木)
	第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和5年9月25日(月)
	結果公表(市ホームページに掲載)・通知	令和5年10月6日(金)予定

※期間の表示のあるものは、午前9時から正午までの間及び午後1時から午後5時までの間（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うこと。

8 選定概略

(1) 第一次審査

参加表明書等を審査し、第二次審査の出席要請者として5者程度を選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査の出席要請者を対象に参加表明書等の内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング、審査）を実施し、技術的に最適な者（以下「最適者」という。）及び次点者1者を選定する。

9 審査委員会

設計者の選定にあたっては、以下の委員で構成される（仮称）小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により選定を行う。

<審査委員>

中部大学教授

名古屋経済大学特任教授

こども未来部長

幼児教育・保育課 指導保育士

資産管理課主幹

10 評価基準

評価項目	評価事項	配点(点)	
		一次	二次
(1) 設計事務所の能力	技術者数、主要業務実績数・内容	4	4
(2) 総括責任者の能力	資格・経験、主要業務実績数	6	6
(3) 担当チームの能力	各分野主任技術者の資格・経験、業務実績	10	10
(4) 業務実施方針等	子どもにとって快適な空間の提案 ＜視点＞施設整備コンセプト(子どもにとって、「快適な施設」、「安全で地域に開かれた施設」、「空間に余裕のある施設」)に沿った提案内容であるか。	15	15
	配置計画の考え方 ＜視点＞周辺環境への配慮、園庭・駐車場の確保、子ども・保護者及び車両の動線、あさひ学園との連携に配慮した提案内容であるか。	30	30
	内部空間の諸室配置・園庭とのつながりの考え方 ＜視点＞基本構想・基本計画の「諸室の構成イメージ」、「各諸室等の仕様」を十分に理解し、安全性や快適性に配慮し、子どもが過ごしやすく、職員が働きやすい提案内容であるか。	30	30

	ライフサイクルコスト・工期短縮の考え方 く視点>構造形式の検討、建設コストの圧縮、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の導入による省エネルギー化の具体的な提案、工事中の周辺環境への配慮、工期短縮の提案がされているか。	15	15
(5) 業務理解度等	業務の理解度	—	10
	設計チームの業務取組方針	—	10
合計		110	130

11 参加資格等

(1) 参加資格

ア 本プロポーザルに参加することができる者（以下「提案者」という。）は、単体企業とし、必要に応じて協力者（以下「協力事務所」という。）を設けることができる。協力事務所は複数の提案者の協力事務所として参加することはできるが、単体企業として本プロポーザルに参加することはできない。

イ 提案者及び協力事務所は、（仮称）小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポーザル実施要綱（令和5年5月22日5小保育第458号）（以下、「実施要綱」という。）第3条に規定する参加資格（協力事務所は、同条第2号、第3号及び第6号の規定を除く。）を満たすこと。

ウ 提案者は、総括責任者及び「意匠」、「構造」、「積算」、「電気設備」、「機械設備」の主任技術者をそれぞれ1名ずつ配置すること。なお、意匠を除く各主任技術者は、協力事務所から配置することができる（異なる提案者の主任技術者を同一の協力事務所から配置することも可）。

エ 総括責任者は建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。

オ 総括責任者は、実施要綱第3条第6号に規定する設計実績を有すること。

カ 総括責任者は、各主任技術者を兼任しないこと。また、意匠の主任技術者は、他の主任技術者を兼任しないこと。

キ 業務の全部を再委託しないこと。

ク 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。

ケ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタント等が小牧市の入札参加資格を有している者である場合、指名停止期間中ではないこと。

(2) 参加資格の制限

- ア 審査委員会委員及びその家族が実質的に関係する組織に所属する者は本プロポーザルに参加できない。
- イ 1 提案者につき提案は1つとする。

12 参加表明

(1) 提出書類

- ア 参加表明書 (様式1)
- イ 参加資格について (様式2)
- ウ 設計事務所の概要 (様式3)
- エ 設計事務所の主要業務実績 (様式4)
- オ 設計事務所の代表作品 (様式5)
- カ 総括責任者調書 (様式6)
- キ 総括責任者の代表作品 (様式7)
- ク 主任技術者調書 (様式8)
- ケ 協力事務所に関する調書 (様式9)
- コ 業務実施方針等 (技術提案書) (任意様式)
 - ① 第一こども園の建設方針その他基本計画に規定する事項を踏まえた提案並びに取組体制を日本産業規格 A 3 版横片面 2 枚以内で記述すること。
 - ② 技術提案書には、提案者 (協力事務所を含む。) が特定できる表現 (会社名等) をしないこと。
- サ 見積書 (消費税込み) (任意様式)

(2) 提出方法

- ア 提出期限内に必ず事務局に持参すること。なお、郵送による提出は認めない。
- イ 提出書類の受領確認のため、受付番号を付した参加表明書 (様式1) の写しを返却する。

(3) 提出部数

(1) 提出書類のうち、参加表明書 (様式1)、参加資格について (様式2)、見積書は各1部とする。その他は、左上1箇所をステープラー (ホチキス等) 留めで各10部提出とし、PDFデータを光学ディスク (CD-R) に保存し、1部提出する。

13 質疑応答

(1) 提出書類

質問書 (様式10)

(2) 提出方法

持参又は郵送、電子メールにより事務局に提出すること。なお、郵送の

場合、封筒に「(仮称)小牧市立第一こども園建設設計等業務委託プロポーザル質問書在中」と朱書きにより明記すること。また、電子メールによる提出の場合は、事務局に電話で受信確認を行うこと。

(3) 回答

一括して質問回答書としてとりまとめ、市ホームページに公開する。

14 第一次審査

(1) 費用負担

参加表明書等の作成に係る費用は提案者の負担とし、参加報酬(報償費)等は支払わない。

(2) 審査結果の発表

第一次審査の結果については、提案者全員に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。

15 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング、審査

ア 令和5年9月25日(月)に開催予定である。詳細については第二次審査の出席要請者に別途通知(くじ引き、機器の動作確認含む)する。

イ 提案者による提案内容の説明(パワーポイント等によるプレゼンテーション)と審査委員によるヒアリングを実施する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

エ プレゼンテーションに参加できる者は、総括責任者、主任技術者から2名の計3名以内とする。なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

オ プレゼンテーションは技術提案書の範囲内とする。ただし、技術提案書に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば拡大用紙(パネル)を使用することを認める。

カ プレゼンテーションは1者につき10分以内で実施し、ヒアリングは20分以内を予定している。

キ パソコン(アプリケーションソフトはMicrosoft Office LTSC Professional Plus 2021)、電子黒板(70V型ワイド、HDMIケーブル含む)は事務局で用意する。ただし、提案者側で用意したパソコンを含む周辺機器を使用することは妨げない。

(2) 費用負担

プレゼンテーション等に係る費用は提案者の負担とし、参加報酬(報償費)等は支払わない。

(3) 審査結果の発表

第二次審査の結果については、第二次審査の出席要請者全員に通知するとともに、市ホームページ等で公表する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。

16 設計業務契約

(1) 契約の締結交渉

ア 市が特定した最適者に対し、優先契約交渉権が与えられ、基本設計業務等委託の契約交渉を行う。

イ 契約方法は随意契約とする。

ウ 委託料は市の予算額 39,798 千円（税込み）以内とし、委託料の支払い方法（一括又は分割）は、別途、協議とする。

エ 契約保証金は免除とする。

オ 契約書の作成は要する。

カ 最適者が、本プロポーザル終了後に「17（1）失格要件」に該当すると認められた場合、また契約締結が不調となった場合は、市が次点者として特定した者に契約交渉権が与えられる。

キ 本業務を受託した者及びその協力事務所（以下「選定事業者という。」との間に次に掲げる事実が認められる建設業者は、本事業に係るすべての工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

① 一方が、他方に出資していること。

② 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

(2) 業務内容

業務内容については、以下を予定しているが、具体的な業務の実施にあたっては、市との協議に基づいて実施するものとする。

ア 第一こども園の基本設計・実施設計図書及び第一幼稚園の解体設計図書の作成

イ 庁内会議及び（仮称）小牧市立第一こども園建設検討委員会※（以下「建設検討委員会」という。）への参加・議事録の作成

※令和5年度は1回程度開催する予定

ウ 参考資料の作成

17 その他

(1) 失格要件

本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は失格となる。

ア 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

イ 提出書類が、実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。

- ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- オ 提出書類に、虚偽の記載がある場合。
- カ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。
- キ 見積額が予算額を超える場合。
- ク その他実施要領等に違反すると認められた場合。
- ケ 第二次審査の出席要請者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合。ただし、公共交通機関等の事故等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(2) 接触の禁止

本プロポーザルの告示から第二次審査結果が公表されるまでの間において、審査委員会委員、事務局及び関係職員（本要領に定める手続きは除く。）に直接、間接問わず接触をした場合は失格とする。

(3) 著作権及び提出物の取扱い

- ア 提出書類は選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- イ 提出書類の返却はしない。
- ウ 提出書類は、本選定に関する公表や出版、展示その他市が必要と認めるときに無償で一部又は全部を使用できるものとする。
- エ 提出書類の著作権は提案者に帰属する。
- オ 提出書類の差し替え及び再提出は認めない。また、総括責任者及び各主任技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者を配置し、市の了解を得なければならない。
- カ その他提出書類は、小牧市情報公開条例（昭和 61 年小牧市条例第 43 号）の開示請求の対象となる。
- キ 本プロポーザルは、設計業務における取組方法について提案を求め、設計業務を委託する設計者を選定するものであり、設計段階において、建設検討委員会等の意見を踏まえながら設計業務を行うことから、技術提案書の内容等を変更する場合がある。

(4) 現地視察

主催者による事業予定地の視察会等は予定していない。

(5) 国庫補助金

第一こども園の建設工事費並びに第一幼稚園の解体工事費に対し、こども家庭庁の就学前教育・保育施設整備交付金等の申請を予定している。